



越前町告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同上第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この字の区域の変更は、平成27年3月9日からその効力を生ずるものとする。

平成27年3月10日

越前町長 内藤 俊



次の区域の地先の公有水面埋立地 3647.96 平方メートル

大字	字	地番
道口	9字西長谷瀬	49
道口9字西長谷瀬47、25の1、33、厨7字中長谷30の13の地先である土地		

次の区域の地先の公有水面埋立地 20,466.61 平方メートル

大字	字	地番
厨	11字別司	45
厨7字中長谷30の13、53の1、31の6、31の5、33の1、47、34の2、34の1、51、厨11字別司42の1、43、厨16字中保74の地先である土地		
これら区域に介在する道路、水路、石隅である国有地		